

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日:2024年9月27日

②施設・事業所情報（2024年9月1日現在）

名称：認定きららこども園	種別：保育所型認定こども園	
理事長：新垣善正 代表者氏名：新垣健太	定員（利用人数）：125（123）名	
所在地：沖縄県宜野湾市真栄原1丁目7番14号		
TEL：098-943-6539	ホームページ： https://www.kawaifukushikai.com/kirara/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：2024年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 可愛福祉会		
職員数	常勤職員：27名 非常勤職員：12名	
専門職員	(専門職の名称)	
	保育教諭 26名	保育士 1名
	栄養士 1名	調理師 2名
	社会福祉主事 2名	
施設・設備の概要	保育室4、乳児室・ほふく室、乳児室、子育て支援室、遊戯室、調理室、園庭	

③理念・基本方針

<保育理念>

- ・丁寧な保育
- ・やさしい保育
- ・整える保育
- ・褒める保育

<教育・保育方針>

学校教育法・児童福祉法に基づき、教育・保育を必要とする子どもの教育・保育を行い、教育・福祉を積極的に増進する生活の場として、豊かな愛情と感謝の心で教育・保育を行う。

<保育目標>

1. 心の優しい子
2. 健やかな子
3. 生きる力の基礎を培う子
一つひとつのことを丁寧にできる子・なにごとにも挑戦してみる子・好きなことにがむしゃらになれる子

④特徴的な取り組み

認定きららこども園は、可愛福祉会により平成24年に開園したきらら保育園が令和6年より保育所型認定こども園として認可された。小学校の正門前に位置し、近隣には保健相談センターや住宅が立ち並び、車通りの多い道路に囲まれた立地である。法人は平成5年から隣の区に保育園を開設し、地域に根差して多くの園児の健やかな育ちを支援し、現在では卒園生の子どもたちを園児として迎える存在となっている。法人の運営する園には、建物の屋上から麒麟の像が子どもを見守るシンボルとして設置されている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2024年3月23日～2024年月日
	2024年月日（評価結果確定日）
受審回数 (前回の受審時期)	なし

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

1. 担当制やSTEMON教育の導入など、特色のある保育を充実させている。

0歳児から園児一人ひとりの発達や生活リズムを大切に担当制の保育を取り入れている。食事の時間等も一斉に食べさせるのではなく、登園の早い園児から一対一の援助で一人ひとりにあたりずむを大切に、子どもの発達に応じて着替え、睡眠へと個別に対応している。担当制にすることで、特定の保育教諭との関わり合いのなかで情緒の安定、愛着関係を重点にした保育に取り組んでいる。教育・保育室はコーナー遊びの棚で仕切られており、発達に応じた遊具を自由に取出して遊べる環境が整備されている。コーナー遊びの棚は、保育教諭の希望のサイズに応じ園長自らDIYで製作するなど、木製で安全面に考慮されており職員から好評を得ている。5歳児クラスはSTEMON(ステモン)教育を取り入れており、遊びを通して言語能力を刺激するプログラミングを楽しんだり、ブロック等で大小の違いや、高さの違いを並べながら集中し楽しんでいる姿が見られる。壁には子どもが製作した作品や絵が掲示されている。

2. 職員の主体性が発揮できるよう園全体での協力体制が整っている。

園の教育・保育内容は、職員のボトムアップ型となっており、職員の主体性を発揮できる環境が整っている。具体的には、食育の一環でクッキングを行いたいというクラス担任の意見を採用し、調理職員が柔軟に協力し、調理器具の利用を調整するなど園全体に教育・保育の活動内容への協力体制がある。職員間でも希望や意見を述べやすい雰囲気があり、職員が主体性を発揮しやすい環境があることで、職員それぞれの特技・趣味を強みとして教育・保育内容に反映した活動実践を行うことができている。

3. 教育・保育施設として積極的に地域社会での役割を担い、地域づくりに貢献している。

こども園の立地地域において、園長は小学校のPTAや子ども会の役員、自治会の防災担当、朝は道路で交通整理を担う等、様々な役割を積極的に引き受けている。高齢者のミニデイや地元の夏まつりへ子どもを参加させたり、姉妹園との交流などにより地域社会との関わりを通して子どもを育む活動を続けている。市内の園長会での情報なども併せて地域の実情に深い理解があり、こども園への移行を果たした後にスタートした子育て支援事業についても順調に利用者を増やしている。小学校での防災イベントではこども園の厨房にて食事作りを担う等、地域に根差し活動する園として機能している。

◇ 改善を求められる点

1. 子どもの権利擁護に関する規程等の策定が求められる。

こども園では子どもを尊重する姿勢を大切に、日頃の教育・保育にてリーダー職員が実践を心がけている。外部研修等でこれらの学びを得た場合には伝達研修等で全体への周知を行っているが、実践の柱となる子どもの権利擁護に関する規程や倫理綱領等の策定が追い付いていない。またプライバシー保護マニュアルが整備されているが、個人情報保護との整理を要する内容となっており今後、早急にこれらの策定・整備が望まれる。

2. 記録の基準の確立と整備を行い、職員間で共有できる仕組みの構築が望まれる。

園では保護者との対面でのやり取りを重要視しており、信頼関係の構築と困りごと等を相談しやすい環境作りに尽力している。しかし、どのような相談内容を記録として残すかという基準が明確でなく、保護者対応記録や指導計画の実施記録、職員ミーティング録等の所在がはっきりせず必要時に確認できるとはいえない状況である。現在導入しているICT業務支援システムを活用しながら記録を残す仕組みづくりに加え、残した記録を基に職員間で振り返り共有することで更なる保護者支援と教育・保育内容の向上が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開園13年目で初めて第三者評価を受けて、いろんなことが学べました。年に1度受けている沖縄県の監査とは違い、教育・保育中心で法人の理念や方針から長期・中期計画を柱に単年度の計画や職員育成やキャリアパスや評価制度など、自園が取り組まなければならないことが学べました。これから修正をかけていく、保護者から選ばれる園になりたいです。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目		評価機関
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
判断基準	a 法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b 法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
評価機関	認可外保育園としての事業開始から、子どもの成長を見守るシンボルとしてキリンを採用している。こども園移行に当たって創設者の想いを再確認し、整備を行った。理念・基本方針は重要事項説明書に明文化され、入園時に保護者に説明している。ホームページにはシンボルマークを活用し、職員・保護者等への周知を図っている。園長は、写真を多用した保護者向けパンフレットを作成している。また、職員の行動規範を具体化したクレドの作成を検討している。パンフレット配布やクレドの作成等を通じて、周知を深め運営の継続的な取り組みに繋がることに期待したい。	
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
評価機関	園長は、県外の勉強会に定期的に参加し、児童福祉やその他の社会福祉事業の動向について情報収集し把握に努めている。市の子育て支援事業計画を分析することにより、地域の子育て家庭のニーズや実数等のデータを収集し、今の経営環境における課題を分析している。電気使用量の見える化のための時計を導入し、コスト分析を行っている。	
3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
判断基準	a 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
評価機関	市の子育て支援事業計画の分析から、地域のニーズと市の方針に基づき令和6年4月に保育所型認定こども園に移行した。少子化の進行に伴う経営課題について、園長は分析し改善策を検討しているが、理事会等との共有について課題がある。組織内での課題共有化に取り組み、課題解決のための事業拡大等が具体化されることを期待したい。	

評価項目		評価機関
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
評価機関	中・長期計画は、2024年からの5ヵ年計画が策定されている。園の理念・基本方針を達成するために従業員満足度・顧客満足度の向上を目指し、経営課題解決のための事業展開について具体的な内容となっている。数値目標や成果についての評価が可能となるように具体的な目標設定や今後の見直しが可能となるような体制整備に期待したい。	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
評価機関	単年度の事業計画には、保育内容に関する重点的な努力目標・職員の処遇について取り組みが記載されている。職員の処遇については、会議の開催頻度・健康診断・職務分担・研修などについて、具体的な取組内容となっている。中・長期計画に基づいた評価・改善が可能となるような、PDCAを意識した事業計画の策定に期待したい。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
評価機関	事業計画の策定にあたっては、園長・主任保育教諭を中心に策定している。主任保育教諭は、各クラスの意見を集約し事業計画に反映させている。毎年度末には、職員会で1年の振り返りを実施し、計画の評価を行っている。今後は計画の実施状況について、年度途中での把握のための体制を整備し、職員参画のもとにアイデアを集約して、経営課題解決に向けた事業計画の見直しに期待したい。	

評価項目		評価機関
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c 事業計画を保護者等に周知していない。	
評価機関	認定こども園への移行にあたって、保護者への説明会を実施している。園長は、保育園と認定こども園の相違点等について資料を作成し説明し、当日参加できなかった保護者に対しては、動画配信を行うことにより周知を図る取り組みを行った。今後の事業計画について、保護者の参加を促進するために新装したパンフレット等を活用した説明の工夫に期待したい。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
判断基準	a 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
評価機関	自己評価については、「保育所保育指針に基づく私たちのふりかえり」として実施している。実施した結果については、園長が分析し、ホームページ上に公開している。日々の保育内容については、全体的な計画・月案・週案と計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルに基づいて実施している。自己評価等の分析については、リーダー層を中心とした職員が参画し分析する機会を確保し、組織的な取り組みとなるように期待したい。	
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a 評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。	
評価機関	園長は自己評価の結果を分析し、把握した課題について園内研修会で職員に説明を行っている。また県外研修で学んだ改善案について、計画的な取り組みを検討している。職員の園内研修の時間確保が課題の一つとして把握されている。今後はミーティングの実施方法の検討と園長の改善案を職員に伝える工夫を行い、職員参画のもとでの改善策や改善計画の策定が望まれる。	

評価項目		評価機関
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
評価機関	園長は、園内研修・職員会議等で、園の運営について方針を示している。園長不在時の権限移譲については、危機管理マニュアルに記載され、職員に周知されている。独自のパンフレットを作成し、入園希望者・入園時に配布し説明している。職員間の意思疎通を図るためにコミュニケーションツールのアプリを活用している。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
評価機関	園長は、市の保育園園長会や保育園団体の定例会に参加し法令等の情報収集を行っている。改正された法令等については、毎月のミーティングで職員に伝えている。子ども家庭庁のホームページを定期的に確認している。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
評価機関	園長は、職員とのミーティングの時間に地域の活動についての報告や、職員からの必要物品の製作や物品購入への要望等を聴取している。定員変更時の施設整備の際に、現場の声を聴いて乳児クラスにおむつ替え用の台を導入した。製品については、予算を提示し職員の話し合いで選定した。	

評価項目		評価機関
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
評価機関	<p>冷蔵庫を休憩室に設置し、職員が休憩できる環境を整備した。日々のクラス運営については、主にはクラス内の担任同士の調整に任せている。今年度は2名の職員が産休・育休中で、毎年度2名程である。産休・育休からの復帰後の時短勤務や固定勤務等、本人の希望に沿った労働環境を整備している。デマウンド時計を導入し、電気使用量管理の見える化を実施している。また認定こども園としての移行にあたり、組織体制の再構築を検討している。</p>	
II-2 人材の確保・育成		
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
評価機関	<p>現状では、必要な職員数は確保されている。今後の事業拡大や次年度以降の人員計画に基づき、就職説明会に園長・事務長が参加している。今年度は、養成校関係への訪問を計画している。作成したパンフレットや動画を活用し、効果的な人材確保に努めている。</p>	
15	総合的な人事管理が行われている。	a
判断基準	a 総合的な人事管理を実施している。	
	b 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c 総合的な人事管理を実施していない。	
評価機関	<p>「期待する職員像」については、笑顔で前向きな人材という文言が、ホームページの求人情報に記載されている。人事基準と職員個々の貢献度などの評価については、定期的な職員面談の際に説明している。職員処遇の水準については、他園との比較分析や経営環境等を考慮し改善策を検討している。職員の希望に応じて園外研修等の受講を推奨することにより、職員個々が将来像を描けるような総合的な仕組みづくりを行っている。</p>	

評価項目		評価機関
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
評価機関	園長は、職員との面談を年に1回実施し、職員の就業状況や意向の把握に努めている。今後は年に2回面談を実施し、職員の心身の健康やワークライフバランスに配慮した環境整備を検討している。毎日クラスの巡回中に職員に声かけし要望を聞いており、話しやすい環境整備に尽力している。シフト作成は主任保育教諭が担当し、希望に沿うように留意している。制服等はなく、職員各々で必要な衣服・エプロン等を着用しており、開放的で個性の発揮しやすい職場環境作りを目指している。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判断基準	a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
評価機関	職員にはSNSを活用し目標設定を投げかけ趣味等も含めて8割強が記載している。潜在的な気づきの言語化を促すことを意図している。職員の趣味を保育活動にいかすことも推奨している。ベビーマッサージの資格を取得した職員が乳児に実践したり、絵の得意な保育士と県外出身の保育士が沖縄の魅力を伝えるために海の絵を描き、園児の興味関心を広げる取り組みを行っている。今後は自己評価を活用し、目標設定を行う取り組みに期待したい。	
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
判断基準	a 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
評価機関	職員の研修記録は、システムに入力し個々の履歴を管理している。全職員が履歴を閲覧できるようになっている。園内研修は2~3か月に1回程度、土曜日の午後実施している。キャリアパス研修の計画は職員の希望に応じて計画し、オンラインでの実施を行っている。	

評価項目		評価機関
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
評価機関	<p>新人職員についての指導は、主任保育教諭やクラス担任の経験者が実施している。業務マニュアルは各クラスに掲示し周知している。複数担当制を導入しており、職員同士がコミュニケーションを図りやすい環境を整備している。OJTの実施についてはメンター制を一部導入し、毎月ミーティングを実施している。職員からのフィードバックを行う席には、園長も参加している。</p>	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
評価機関	<p>今年度は3名の実習生を受け入れた。主任保育教諭が受入れ担当として、養成校・実習生との連絡調整を行っている。実習開始時のオリエンテーションでは、園の沿革・理念・方針・目標、実習目的・マナー・保育の流れ・園舎見取り図が記載されたマニュアルを配布し、実習の流れについて説明している。実習生が配置される各クラス担当者には、主任保育教諭からマニュアルに基づき研修を実施し、実習指導に取り組んでいる。今後は専門職育成についてのマニュアルを整備し、職員への周知を深め、指導体制の構築に期待したい。</p>	
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a 認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
評価機関	<p>園の保育方針や理念、財務情報、保育園の自己評価等はホームページから閲覧することができる。ホームページには苦情受付体制や園に届いた意見、それに対応した状況が公開されている。保育園のパンフレットは見学者などに配布していたがこども園へ移行したため新装、配布はこれからとなっている。新しいパンフレットを活用し、地域への広報等に努めることが望まれる。</p>	

評価項目		評価機関
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
判断基準	a 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
評価機関	<p>経理規程や職務分掌表が整備されている。理事会前に監事監査の実施、会計士による監査を受けている。今年度からは税理士の関与も予定されている。経理規程や職務分掌表は職員周知に努めているが、今年4月の認定こども園移行後、十分な周知ができていない部分があり今後の工夫に期待したい。</p>	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
評価機関	<p>定款や運営規程、重要事項説明書では地域との連携・関わりについて基本的な考えを示している。玄関先と各クラスには保護者に対し学童の情報やイベントのお知らせ等を掲示、チラシや文書を設置する等行っている。今年も地元のはごろも祭りへ参加する予定で、10名で引率し5歳児の22名が余興練習を行っている。姉妹園との交流や、地域の公民館で行われる高齢者のミニデイへの参加も再開している。今年から子育て支援事業を開始、近隣の保健相談センターに行った帰りに保護者が寄り、園に相談を行える等の環境がある。</p>	
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
判断基準	a ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
評価機関	<p>ボランティア受け入れマニュアルが整備され、ボランティア受け入れの基本姿勢が示されている。マニュアルには誓約書や確認書の様式が定められている。ボランティアの受け入れは主に主任保育教諭が行い、活動前・活動時にはクラス担任も加わり必要な説明等を行っている。地域の学校教育については、中学高校生、専門学校生(実習前)のボランティア、職員のお子さんや卒園児、必要な資格(子育て支援員など)を取得するためのボランティア希望があり、それらの受け入れを行っている。インターンシップは昨年中学生2~3人受け入れを行った。学校教育への協力は多く行われており、今後はそれらに関する基本姿勢の明文化が望まれる。</p>	

評価項目		評価機関
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
評価機関	こども園の関係団体の一覧表は「関係機関・団体の機能や連絡方法のマニュアル」として作成されている。役所からも様々な情報を得る機会があり、資料は内外の掲示板に貼る等し保護者や職員へ周知している。玄関フロアの行事一覧表の前にはパンフレットを置いている。日頃から子どもの通うスイミングスクールや児童デイ、相談支援専門員との連携を図り、必要時には要保護児童対策地域協議会や児童相談所との連携もある。駐車場に関し地域・保護者双方から苦情を受けることがあり、様々な方法を試行し解決へ尽力している。園長は早朝から園の前にて、理事長も大通りで交通整理を行っている。卒園した子どもの保護者からの悩み相談を受け、関係機関との連絡調整を図ることもある。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。	a
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。
評価機関	園長は近隣小学校のPTA副会長、区内の子ども会会長、公民館の防災担当を担っており、地域で様々な活動に携わっている。園長は市内の園長会へ毎月参加し、無就園児の存在や運転免許がない保護者、待機児童の情報等が把握されている。近隣の保健相談センターで発達検査が受けられることもあり、認定こども園移行後は子育て支援に関する相談が増えている。園では毎月、発達に関する市の巡回相談を受けることができ、希望者の調整を行っている。	
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
評価機関	今年度、保育所からこども園へ移行し、子育て支援計画を作成し実施、園庭に横断幕を掲げ広報している。子育て支援への参加者は近隣地域の人が多く、ベビーマッサージ教室では無就園児と保護者等が参加している。子育て経験のある職員が担当し、保護者の悩みに寄り添いつつしっかりと対応している。小学校が開催した防災イベントには園として参加し、厨房での食事作りを行った。	

評価項目		評価機関
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。
評価機関	子どもに対する声かけの仕方には留意し、対等な立場で子どもを尊重する態度を示せるようにしている。3歳児からは本人たちの希望や選択をたずねる機会を持っている。3歳未満児は各担当が個別で声をかけ、食事量や遊びへの参加意思などの様子観察を行っている。年間の研修計画には、子どもを尊重した教育・保育について学ぶ機会を取り入れている。主任保育教諭は各教育・保育室等の現場をまわり、子どもに対する接し方等の状況確認を行っている。支援児の特徴に配慮したプログラムについて保護者に説明し、実施するようにしている。外国人の保護者もあり、言葉選びに注意しつつ説明等を行っている。これらの取り組みについての根拠として、法人・園の理念や運営規程以外にも今後は倫理綱領等の策定が望まれる。	
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	b
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
評価機関	子どものプライバシーに関する規程・マニュアルが整備され、プライバシー保護については「保育所保育指針」に基づくと示されている。着替えの際は窓のロールカーテンを下ろしたり、窓側にマットを立てて置く等に対応している。保護者には入園前の面接にて、個人情報保護等に関する園の方針について説明している。今後はプライバシー保護に関する規程・マニュアルの内容について見直し、プライバシーと個人情報の相違等について職員への周知を進める取り組みが望まれる。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。
評価機関	保護者対応マニュアルが整備され、言葉遣いやコミュニケーションの重要性、立ち位置についての説明が示されている。重要事項説明書は毎年見直しし、わかりやすい表現等を心がけ利用希望者の見学時等にも活用している。保育園のパンフレットは作成し配布しており、こども園移行後はホームページ内容を充実させて対応している。今後はこども園の新しいパンフレットの周知に期待したい。	

評価項目		評価機関
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
評価機関	通常保育から短時間保育への変更となる保護者等へは、書類を用いて説明を行い、理解を得て変更を行っている。重要事項説明書は新入園、進級時に保護者への説明機会を作り、毎年同意をとっている。保護者への説明時に気を付けることについては、対応マニュアルの内容を中心に主任保育教諭からクラス担任に指導助言を行っている。	
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
評価機関	転園の際の引継ぎ文書には様式を作成している。転園や卒園の際には、その後も相談を受ける旨を伝え、保護者へ窓口担当者を周知している。今後は卒園・転園後の相談窓口について記載した文書等を作成し、配布する等の取り組みが望まれる。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
評価機関	子どもの満足に対しては、日々の教育・保育の中でクラス担任が確認している。登降園時には保護者へ声をかけ、話をする機会をもつようになっている。保護者からの意見を受け付ける仕組みがあり、職員会議等で意見について検討した結果をホームページで公開している。保護者会等は組織されておらず、アンケートの実施等についても特に行われていない。今後は保護者に対して定期的に満足度等を確認できるような取り組みが望まれる。	

評価項目		評価機関
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
判断基準	a 苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b 苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c 苦情解決の仕組みが確立していない。	
評価機関	園の苦情対応に関する実施要綱が整備され、掲示物が玄関前に示されている。保育参観や安全面などに対する意見があがった際には職員会議で検討し、意見内容とそれに対する検討結果を周知している。また地域から駐車場に関する様々な意見を受けた際には、それに対する検討結果と共にホームページで公開し、対応策を実施している。保護者等が苦情を申し出やすい関係づくりに配慮しているが、今後は保護者へのアンケート実施や、苦情解決体制において第三者委員への連絡先が記載された文書を配布する取り組みが望まれる。	
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
評価機関	こども園のホームページや園だよりでは、意見を広く受け付けることについて表示している。玄関先や入園のしおり、園との連絡用アプリ、口頭など、様々な方法で意見を受け付けることを知らせている。必要時には静かな環境で話し合える場を設ける等、スペースの確保に配慮している。	
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c 保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
評価機関	保護者が意見を述べやすいように、登降園時に職員から声をかける等の努力を行っている。意見箱「コミュニティボックス」は定期的に確認している。連絡帳からの要望等も含め様々な意見に対応した記録はデータ上に残し、職員会議にて検討、必要な対応を行うことについても公開されている。相談や意見を受け付けた際の対応については「苦情への対応に関する実施要綱」に基づき行われているが、要綱の見直しが近年行われていないため今後の取り組みが望まれる。	

評価項目		評価機関
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
評価機関	事故及び事故発生時対応マニュアル、危機管理マニュアルが整備され、職員へ周知を行っている。事故報告書やヒヤリハット報告書の記載は、ICT業務支援システム内の様式へデータ入力としている。安全計画や保健計画、BCPが作成され、役割分担が明記されている。園内研修では、実際に起きた事故報告書の内容について職員で検証を行った。今後は子どもの安全に関する事例の収集・周知と安全管理体制の責任の明確化が望まれる。	
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
評価機関	園の危機管理マニュアル、給食における危機管理マニュアル、感染症対策ガイドラインが整備されている。これらを策定・更新したことも園移行の際には職員への周知を行い、園内研修でも取り上げている。感染症をもつ子どもが登園している場合は、シャワー時等に消毒装置を活用して感染拡大を防いでいる。各クラスには感染症発生時の対応セットを用意している。今後は策定したマニュアル類の定期的な見直しの実施が望まれる。	
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
評価機関	火災・救急車要請マニュアルが策定され、災害時の対応体制と役割分担が職員に周知されている。安全計画や避難訓練計画の他、業務継続計画(BCP)も策定されており、立地条件から想定される危機リスクへの備えが示されている。備蓄品の種類や管理方法はBCPに記されている。小学校の防災イベントへの参加や地域の防犯パトロールとの情報交換、警察から防犯に関する講話を聴く機会などについて計画している。	

評価項目		評価機関
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。	b
判断基準	a 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。	
	c 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
評価機関	園外保育活動対応マニュアル、関係機関・団体の機能や連絡方法マニュアル、BCP等を文書で作成し、園内研修等で周知を図りつつ教育・保育に活かすようにしている。標準的な実施方法には子どもを尊重する姿勢が示され、リーダー層の実践により周知と実施確認に努めている。その際、決められた標準的な実施方法による画一的な対応にならないよう気を配っている。教育・保育のマニュアル類についてはさらに作成・周知を進めたいとしており、今後も継続した取り組みが望まれる。	
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
判断基準	a 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
評価機関	各種マニュアル類の見直しは、年度末の他、職員会議等で必要性が挙げられた際に実施、園長が中心となって作成している。感染症対策の変更により指導計画の内容が変更となったり、5歳児クラスにはSTEMON(ステモン)教育を導入したことで、指導計画のゴール設定に反映される等の変化があった。マニュアル類は作成されて1年以内のものが多く、今後見直しを行う予定である。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b
判断基準	a アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
評価機関	園長の管理の下、年間計画・月案・週案等は各クラス担任が作成し実施している。保護者には入園前の面談等で、アレルギーや健康状況の情報を生活管理表に記入してもらっている。保護者から得る予防接種等の記録や健康に関する書類が児童票にファイルされている。配慮が必要な子どもに対しては、個別の支援計画が作成されている。保護者、各専門機関と連携してケース会議や巡回相談等に取り組んでいる。今後はアセスメント手法を確立し、園以外の関係者が参加しての合議等においても保護者の意向把握と同意手順を定めた実施方法が望まれる。	

評価項目		評価機関
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
評価機関	<p>指導計画については、主任保育教諭、園長の指導の下、各クラス担任が作成し、月案は月末に反省評価を基に見直しを行っている。教育・保育の記録における実施状況及び方法は、担当者から主任保育教諭、園長への報告がシステム化されており、園長が総合的な視点で管理している。指導計画を見直し変更した際の周知の方法として、職員間で意見を交わせるコミュニケーションアプリを活用している。今後は緊急に指導計画を変更する仕組みの整備と、指導計画を変更する際の、保護者の意向を把握し同意を得るための手順等について仕組みを整備することが望まれる。</p>	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。
評価機関	<p>教育・保育の実施状況の記録について、記録する職員で内容や書き方に差異が生じないように新人職員は1か月間はひとりの判断で記録をせず、先輩職員や主任保育教諭から記録の仕方について指導を受け学ぶ体制がある。職員会議は月1回定期的に行われ、情報共有を目的とした取り組みがなされている。子どもの発達状況や生活状況等、認定こども園が定める統一した様式や、コンピュータネットワークの記録のファイルは整備されている。今後は指導計画の実施記録や保護者との面談記録など必要な記録を残す仕組みの整備に加えて、保存された記録・情報が職員間で共有できる体制づくりと取り組みの周知等が望まれる。</p>	
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
評価機関	<p>「特定個人情報の適正な取り扱いに関する規程」が作成されており、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定が定められている。記録管理の責任者を園長とし、職員に対しては園内研修を実施し個人情報の適正な利用について教育が行われ、個人情報の取り扱いについて注意喚起がされている。保護者等へは、入園時に個人情報の取り扱いについて説明を行い、同意書の提出を受けている。</p>	

		評価項目	評価機関
内容	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育		
	A-1-(1) 子どもの権利擁護		
46	A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	C
	判断基準	a 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
		b 子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。	
		c 子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
	評価機関	子どもの権利擁護に関する取り組みにおいては、日頃の保育活動にて保育理念にある「丁寧な保育、やさしい保育、整える保育、褒める保育」を園児一人ひとりに寄り添い実践している。園児自身が自らの考えを言葉で表現する当番活動や、集会等で人前に出て発言する場の経験を増やす活動を日頃から取り組んでいる。今後は権利擁護マニュアルを作成し、それらを用いた具体的な取り組みについて、職員研修等により周知を徹底していくことが望まれる。	
A-2-(1) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成			
47	A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成している。	a
	判断基準	a 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成している。	
		b 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成しているが、十分ではない。	
		c 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成していない。	
	評価機関	全体的な計画は教育・保育等の総合的な関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成されている。園長が中心となり、園の教育・保育方針をもとに地域の実態に沿って、5領域を踏まえながら作成されている。園長、主任保育教諭はクラス担任の定期的な指導計画の振り返りを確認し、作成に当たっている。入園前の面談において、教育方針や指導計画を保護者に説明を行っている。	
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開			
48	A③	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	判断基準	a 生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
		b 生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
		c 生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	
	評価機関	教育・保育室内の環境整備において、自然光を取り込み、照明を優しい電球色のライトを使用し居心地の良い環境を提供している。コーナー遊びの棚は、園長自ら園児が使用しやすい高さに仕上げ、木の素材にこだわり使い安さが職員に好評を得ている。0歳～1歳児の保育室の床には柔らかい素材のクッションのカーペットを敷き詰め、安全面を重視する環境を整えている。0歳～2歳までは担当制を取り入れ、園児が登園した時間を考慮した生活リズムも重点に、食事の時間、睡眠の時間を一人ひとりの発達に合わせた丁寧な保育を行っている。手洗い場・トイレは明るく清潔で、園児が利用しやすい設備を整えている。	

		評価項目	評価機関
49	A④	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	a
	判断基準	a 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	
		b 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	
		c 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っていない。	
	評価機関	入園前の面談等で保護者より園児の個性や発達段階の情報を収集し、個々に合った対応を心がけている。保育教諭は一人ひとりの園児の個人差を十分に把握し、園児が安心して自分の気持ちを表現できるように対応している。自分の気持ちをうまく伝えられない子どもには、気持ちを読み取りながらも自らの言葉で伝えられるように個別に対応している。集団活動をまとめる際、マイペースの園児に対応する際にもおだやかに話しかけるよう心がけている。	
50	A⑤	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a 園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	
		b 園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	
		c 園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
	評価機関	0～2歳児は担当制を取り入れ、一人ひとりの園児の発達に合わせた援助を行うことで、基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。教育・保育室の壁には、衣服の着脱やたたみ方の手順を絵で掲示するなど園児が自らやろうとする気持ちに寄り添う環境が見られる。昼寝を取り入れ、活動と休息のバランスが保てるように取り組んでいる。年長児などには、休みたいたいときに横になって休めるよう環境を整えている。時計を利用し、時刻の数字に園児が興味を持ってスケジュールの理解へと繋げられるようカードを掲示し、活動をわかりやすくする工夫をしている	
51	A⑥	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	a 園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	
		b 園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	
		c 園児が主体的に活動できる環境の整備や、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
	評価機関	園庭遊びは、年齢別に遊ぶ時間を決め発達に応じた遊具や砂場などで、好きな遊びを楽しんでいる。近くの公園に散歩に出かけ昆虫を捕まえたり、咲いている草花を摘んで部屋に飾ったり、保育教諭は持ち帰った虫や草花を辞典で調べるなど、園児がそれぞれ好きな遊びに夢中になれるよう見守りを続けている。教育・保育室はコーナー遊びの棚で仕切られており、発達に応じた遊具を自由に取りだして遊べる環境が整備されている。コーナー遊びの棚は、保育教諭の希望のサイズを園長自らDIYで木製の素材を使って製作するなど職員から好評を得ている。リトミック、運動遊びでは定期的に外部講師による活動を取り入れている。散歩コースの一部にはオオゴマダラの食草が棚になるように植えられ、幼虫から成長する様子を観察できる環境が整備されており、成長を楽しみにしている。パイヤの木も植栽されており、収穫時期には調理の食材にするなどの食育活動に繋げている。	

		評価項目	評価機関
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	評価機関	0歳児から担当制を取り入れ、園児一人ひとりの発達や生活リズムを大切にした援助を行っている。食事の時間も一斉ではなく、登園の早い園児から食べるようにしている。保育教諭が一对一の援助で着替え、睡眠へと導いている。担当の保育教諭との関わり合いのなかで情緒の安定を図り、愛着関係を形成する保育に取り組んでいる。園児の探索活動が出来るように、発達に応じたコーナー遊びを充実させている。家庭との連携では連絡帳に日々の姿を記入し、お迎えの際に担任は保護者へ口頭で申し送りをするコミュニケーションを大切にしている。	
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	評価機関	3歳未満児まで担当制を取り入れ、基本的な生活習慣等を身につけるために園児一人ひとりに合わせた支援を行っている。着替えの際に自分でできるところは自分でやってみるコーナーの環境を設定し、園児の状態に応じて落ち着いた雰囲気で行っている。コーナー遊びの遊具は両サイドから取り出しやすいような棚を整備されており、片付ける際もテープの色別で分かるように工夫している。食育活動ではクッキングを取り入れ、園児の興味や発達に合った内容を各年齢に応じて計画している。自分たちで調理したクッキー等の焼き菓子をおやつ時間に食べて楽しんでいる。	
54	A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	
	評価機関	3歳児へ進級する際は、それまでに育んだ情緒の安定と基本的な生活習慣の自立を、担当者が持ち上がることで安心した気持ちで進級出来るよう配慮している。3歳児クラスでは、担任の話聞いた沖縄の海の素晴らしさをイメージして魚の塗り絵を楽しみ、色々な魚が泳いでいる海底を表現した作品を掲示している。4歳児クラスでは、好きな園庭活動で好きな遊具を準備して砂場で友達と楽しむ姿や、全身を動かしジャンピングする遊びで友達と競争したり意欲的な活動がみられる。5歳児クラスはSTEMON(ステモン)教育を取り入れ、言語能力を刺激するプログラミングを楽しんだり、ブロック教材で大きさの違いを並べ楽しみながら思考力や表現活動に集中する姿が見られる。壁には園児が製作した色鮮やかな作品が掲示されており、当番活動の名前はひらがなに興味を湧くように園児が見やすい位置に設置されている。	

		評価項目	評価機関
55	A⑩	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		障害のある園児が安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	評価機関	<p>発達支援対象児については加配保育士を付けるなど、個別で対応している。保護者から情報を収集し個別指導計画を作成、クラスの指導計画に関連づけられている。園児の成長について個別に記録し、定期的に外部からの専門講師が巡回に来園、保護者を交えて面談等で家庭の様子や園での様子を共有し記録、個別ファイルに整理されている。今後は保護者に対し園の障害児保育についての取り組みを、入園の際の説明会で周知するなどの工夫が望まれる。</p>	
56	A⑪	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。
		b	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。
c		それぞれの園児の在園時間を考慮した保育環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	評価機関	<p>園児が登園すると、興味のあるコーナー遊びで遊具を取り出し好きな遊びに集中できるように環境を充実させている。午睡を取り入れ、園児の体調に合わせて体を休めるように配慮している。延長保育の夕方以降は、年齢の違う園児が過ごせる環境やおやつ等を準備してゆったり過ごせるように配慮している。担当保育士は、降園時に担任より申し送りがあったことを口頭で伝えている。園児の様子の伝達や保護者の悩みを聞き取り、園児との過ごし方など助言や相談に応じている。</p>	
57	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
		b	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
c		小学校との連携や就学を見通した計画（接続）、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
	評価機関	<p>ほとんどの園児が卒園後は隣接の小学校へ就学するため、就学を見通した小学校生活を口頭で保護者に説明している。就学前のお招き会には保護者が同伴し、園児の姿を確認しながら就学の心構えに繋がるような機会を作っている。保育教諭は小学校教諭に、就学園児の情報を伝えたりするなど連携を取っている。認定こども園こども要録は、園長の責任のもと保育教諭等が作成し就学先の小学校へ提出している。今後は、こども園と小学校との連携を計画したアプローチカリキュラム等を作成し保護者へ周知することが望まれる。</p>	

評価項目		評価機関
A-2-(3) 健康管理		
58	A⑬	園児の健康管理を適切に行っている。 b
	判断基準	<p>a 園児の健康管理を適切に行っている。</p> <p>b 園児の健康管理を適切に行っているが、十分ではない。</p> <p>c 園児の健康管理を適切に行っていない。</p>
	評価機関	一人ひとりの園児の健康状態については、児童票や登降園時の保護者との情報共有にて把握している。体調変化・ケガなどについては、症状や患部を保護者へ共有し、その後の状況についても確認を行っている。職員間ではコミュニケーションアプリで周知・共有を行い、必要時には職員ミーティングを開催、情報共有が随時行えるように取り組んでいる。既往歴や予防接種の状況等、園児の健康に関わる情報は常に確認ができるようにクラスに備えられている。乳幼児突然死症候群(SIDS)については、研修で学んだ知識を職員間で共有し理解を深めており、保護者へ対しても掲示物等で周知するなど情報提供の取り組みが望まれる。
59	A⑭	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。 b
	判断基準	<p>a 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。</p> <p>b 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。</p> <p>c 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。</p>
	評価機関	年間保健計画に基づき、年2回健康診断・歯科検診を実施している。健康診断・歯科検診の結果が家庭での生活に活かされるよう検診結果を保護者へ伝えており、受診が必要な園児の保護者へは職員が保護者への受診対応の促しを行い、その後の経過についても声かけし確認している。今後は日々の活動の中で園児自ら体や歯の健康に関心が持てるよう、健康診断・歯科検診の結果を保健に関する計画に反映させた教育・保育の取り組みが望まれる。
60	A⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。 a
	判断基準	<p>a アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p> <p>b アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。</p> <p>c アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、適切な対応を行っていない。</p>
	評価機関	アレルギー疾患・慢性疾患等のある園児については、「保育所におけるアレルギーガイドライン」に基づき、園児の状況に応じた適切な対応を行っている。食物アレルギーのある園児については「配膳チェック表」を利用し、配膳される給食の除去食について厨房職員とクラス担当職員間で確認を行い、誤食防止に努めている。「離乳食・幼児食の食材一覧表」で食べた事のある食材に丸印をつけて把握を行い、家庭との連携を密にし園児の食事の提供を個別に対応している。配膳時には、食事のトレーの色を変えわかりやすく区別しており、除去食以外の代替食品等を使用し食事の相違がないよう配慮されている。

評価項目		評価機関
A-2-(4) 食事		
61	A⑩	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 a
	判断基準	<p>a 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p> <p>b 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。</p> <p>c 食事を楽しむことができる工夫をしていない。</p>
	評価機関	食育年間計画を作成し、指導計画に位置づけて食育の取り組みを行っている。活動と食事の空間は、棚などを上手く使い空間を分け、食事中は落ち着いて食事がとれる工夫を行っている。個々の発達や食育に応じて食事量を調整し、苦手な食材がメニューにでた場合でも、苦手であるという事を伝える大切さを教えながら受容し、どのようにしたら克服できるのかを園児に寄り添って考えている。園庭のプランターでミニトマトなどの野菜を栽培し、季節ごとのレシピを家庭へも紹介、食に関しての情報提供を行っている。
62	A⑪	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 a
	判断基準	<p>a 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p> <p>b 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。</p> <p>c 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。</p>
	評価機関	園児の食べる量や好き嫌いについては、担任職員が把握しその日の体調等も考慮した上で園児一人ひとりに対応している。バランスが取れ、季節や地域の食文化に配慮したメニューが栄養士によって作成され、自園調理室にて調理されている。調理員が実際に食事中の様子を確認し、味付けや食材の大きさ等の要望についても調理に反映させている。調理室はオープンな設計になっており、園児の身長に合わせてカウンターが製作されている事で食への興味・関心を高めている。食事を終えた園児が「ごちそうさまでした。おいしかったです」と調理員と交流を交わす様子も見られる。また、月1回給食会議を設け、栄養士、調理員と担任職員間で情報交換を行い、メニュー全体について振り返る機会を設けている。
A-3 子育て支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
63	A⑫	園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 b
	判断基準	<p>a 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っている。</p> <p>b 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っているが、十分ではない。</p> <p>c 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っていない。</p>
	評価機関	連絡帳でのやり取りや送迎時の保護者との会話にて、家庭と情報交換を行っている、年2回の参観日・運動会等の行事を通し、保護者へ教育・保育内容を伝える機会としており、日々の教育・保育活動内容についてもその日のうちにドキュメンテーションを掲示し、保護者が遅延なく活動内容を共有できるよう取り組んでいる。保護者から相談を受けた職員が職員意見箱や職員間のコミュニケーションアプリを通じていつでも助言が受けられるよう、相談事を一人で抱え込まない体制が整っている。相談内容の記録についても記録の基準を明確にし、いつどのような内容であったのかを記録、またその確認ができる仕組みづくりが望まれる。

		評価項目	評価機関
A-3-(2) 地域の子育て家庭への支援			
64	A⑱	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
	判断基準	a 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	
		b 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
		c 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
	評価機関	子育て支援事業「くっく」について、園前の横断幕やホームページで子育て支援の情報を発信している。活動内容の一部として、ベビーヨガ、ベビーマッサージの資格保持職員を起用しふれあいの場を設けるなど地域の子育て支援を行っている。保護者から相談を受けた職員が園長、主任保育教諭へも相談内容を共有しやすいよう、職員間のコミュニケーションアプリや職員の意見箱があり助言が受けられる体制が整っている。知識や技術を有する関係機関へ繋いだ事例はまだないが、どのような相談を受けた場合に記録を行うかという基準を明確にし、記録を職員で共有しながら必要な場合は関係機関へ繋いでいく取り組み等が望まれる。	
65	A⑳	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
	判断基準	a 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	
		b 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
		c 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
	評価機関	保護者が安心して相談ができるように、登降園時に積極的に声かけし信頼関係の構築に取り組んでいる。不適切な養育等の兆候を見逃さないように、園児の状態の変化に注意を払い、気になる事案があった場合は、速やかに職員間で共有を行っている。園長・主任保育教諭・担当職員にて継続して見守り、必要な場合は家庭へのアプローチを行い保護者の精神面、生活面での援助を行っている。不適切な養育等を発見した場合の対応マニュアルは整備されており、今後はどの職員でも対応が出来るよう、不適切な養育等についての理解を深める等の研修を実施する事が望まれる。	
A-3-(3) 園児への不適切な関わりの防止等			
66	A㉑	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
	判断基準	a 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	
		b 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。	
		c 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。	
		わからない	
	評価機関	不適切な関わりの防止の視点から、ミーティングで職員間の体制についても話し合う機会を設けている。「困った事や嫌な気持ちになった時には、いつでも相談して良いよ」と日々のコミュニケーションで繰り返し園児へ伝えることで、オープンに話がしやすい環境作りを行っている。運営規程では園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため必要な体制の整備を行うと明文化されており、今後は対応マニュアルの作成とその周知等を行う等、不適切な関わりの防止を図る体制整備が求められる。	